

植民地朝鮮の「出産の場」における風習と「生政治」

—産婆制度と胎教言説を通じて—

扨 素妍

人は生まれては死ぬ。人類社会の最も基礎になるものは「生」と「死」である。いつの時代、どんな技術を持っていても、これだけは変わらない。この変わらない事実を対象として、歴史学・社会学・ジェンダー研究などあらゆる分野が様々な問いかけを行ってきた。特に「出産の場」は、産婆制度などを通じた人口調節のための政策側の介入、風習の伝存、母性イデオロギーの潜入、民族改造や衛生学及び優生学の議論などが起こる場、つまり複合的な政治権力が生命を巡って競合する、ミシェル・フーコーのいう「生政治」の場である。そして、この「出産の場」が、本論文の主な舞台であり、研究対象である。

他方で、これまでの植民地朝鮮の「出産の場」に関する研究は女性の出産に関する研究や、教育に関する研究、また、行政側の意図に注目した衛生・風習の研究など、個々の研究にはそれなりの蓄積があるが、それを総合的に考察するものは見当たらない。従って、本論文では次の目的をもって植民地朝鮮における「出産の場」を検討する。まず、近代衛生の概念や政策と、それまでの風習とのせめぎ合いに着目して、「出産の場」における権力を分析する。次に「出産の場」に関わる衛生制度としての産婆、女性運動、風習、植民地近代といった様々なファクターを総合的な観点で検討し、当時の「生政治」の構造を脱構築する。そして、「出産の場」における言説を収集し、植民地朝鮮の「生政治」の構造を脱構築することで、出産を取り巻く現場で女性に何が期待されていたのか、何が起こっていたのかを追究し、その「出産の場」の主体であった女性へ歴史叙述を取り戻す。

以上の目的を達成するため、本論文は、研究の概要と方法、目的を説明した「序章」からはじめ、産婆制度と朝鮮の出産風習のせめぎ合いを解明する第一部「植民地期における出産風習と産婆制度、そして、「生政治」の第一・二・三章と、胎教という出産風習に着目して、「出産の場」における言説が如何に権力として働いたのかを考察する第二部「植民地朝鮮社会における胎教言説と「生政治」の第四・五章の二部構成になっている。続いて、補論を設けて「出産の場」のみならず、死の場から確認される「生政治」の特徴を論じた後、最後に「終章」では、本文をまとめて、本論文の意義を再確認する。以下、全五章と補論の要旨を述べておく。

第一部では近代医学知識を帯びた産婆を「出産の場」に介入させようとした総督府の政策の実態と、その政策下で実際に何が起きていたのかを、産婆制度と朝鮮の出産風習のせめぎ合いに着目して問うた。そのうち第一章では、今村軻の『朝鮮風俗集』や、『中枢院調査資料 雑記及び雑資料（其二）』という当時の風習調査を通じて朝鮮の出産風習の有り様を確認する。また、山根正次などの総督府側の医学・衛生学専門家の文章を取り上げて総督府側の朝鮮の出産風習に対する認識、そして、「産婆規則」の前提として行われた産婆養成制度についての衛生担当者の認識と制度の実態を検討した。さらに、これらの過程を通じて、伝統的な朝鮮の「出産の場」の様子を確認し、先行研究では「急でも緊要でもない政策」と評価される産婆制度の実態を追究した。その結果、朝鮮においても伝統的に「産救安」などと呼ばれた家族・親戚の女性へ、もしくは近隣の老婆を雇い、助産を任せる風

習があったことを明らかにした。しかし、メディアでは朝鮮人の出産風習と迷信とを一体化して、朝鮮の風習を野蛮なものとして位置づけていた。それに加えて当時の日本の専門家たちは朝鮮の出産風習を未開なものとして際立たせ、日本人がこのように悲惨な朝鮮人を救わなければならないという言説構造を作った。そこには、朝鮮人を「惨状」から救うためと称し、日本人産婆の派遣もしくは朝鮮において〈産婆〉を養成する必要を唱えるという意図があったと考えられる。一方、統監府時代から始まった産婆養成制度は、一九一三年には京城だけではなく地方の慈恵医院においても実施されていき、養成を急ぐために慈恵医院には「速成助産婦科」をも設置、加えて憲兵・巡査の家族を五ヶ月という短い期間で〈産婆〉として養成し、各地での定着を図ったことを確認した。

続いて第二章では、主に一九二〇年代の朝鮮語の新聞・雑誌史料を通じて、京城という朝鮮社会の都市部における産婆認識と産婆らの職業婦人としての労働、またそこからうかがえる産婆利用の様子を探った。さらに、産婆普及を衛生行政の問題ではなく、産婆の労働と「出産の場」の〈現実〉に基づいて再考した。それによって、一九二〇年代京城の朝鮮社会では、産婆は、収入が相対的に高く、個人で開業するのが容易であったため、ある程度教育を受けた女性ならば一人で自立できる仕事として認識されていたことを確認できた。その上、産婆自身は自分の職業を女性としては稼ぎがいい方であると認知していたが、収入は不安定であって、朝鮮社会の理解が不十分であることに強く不満をいだき、批判していたことを明らかにした。一方、産婆たちの朝鮮社会に対する批判は、彼女らが朝鮮社会を取り巻く「生政治」、その中でも出産の医療化を図る戦略の一部であったことを指摘した。さらに、京城で働いた産婆たちがこのような「言説」戦略を取っていたことは、産婆利用という衛生思想が朝鮮社会では都市部にも普及していなかったことをうかがい知らせる。

第三章では、引き続き一九二〇～三〇年代の新聞・雑誌記事を素材として、西洋医学のエージェントとしての産婆が「出産の場」で経験した古来の出産風習とのせめぎ合いについて検討した。さらにそのせめぎ合いの〈現実〉が如何に構成されていたのかについて、当時の京城の社会階層問題と、そこでの出産問題を分析して、「出産の場」に影響を及ぼした外部要因を提示することを目標とした。その結果、次のようなことを確認できた。第一に、「何も知らない老婆」と認識された伝統的助産者と産婆との間に、「出産の場」のヘゲモニーを取り巻くせめぎ合いがあったことである。第二に、メディア上で伝統的助産者は朝鮮の巫俗と関係が深く、衛生を知らずに迷信的な行為を行うため、駆逐しなければならない存在として表象されたことである。また、記事を見る限り、産婆などの近代知識を帯びた助産関係者たちはこのような伝統的助産者が一九三〇年代までも朝鮮人家庭ではよく利用されていたことに対して危機感を示している。こうした状況に至った理由は、一九二〇年代から表面化した京城の「土幕民」「細窮民」という都市貧民が、一九三〇年代を通じて増加していたためであった。都市貧民の中では「難産」の際には産婆や医師の助けを求める必要があると認識していた者もいたが、正常産の際には医療を利用できる経済状況ではなかった。そのため、産婆が自ら無料助産の宣伝を行うなどし、植民地当局も状況改善策を企画したが、実際に施行されたものは少なかったうえ、施行されてもその規模は満足できるようなものではなかった。このように、「出産の場」において朝鮮社会の様々な側面の問題点が重なって、産婆利用は京城という都市にも普及できなかったのである。要する

に、総督府は『毎日申報』と産婆制度を通じて正常産・難産ともに医療の対象とすることを図ったが、難産する身体は医療化できたものの、正常産の場合はそう受け止められなかったということである。

第二部では、現在までも韓国において伝存している出産風習である胎教を主題として、「出産の場」における言説が如何に権力として働いたのかに焦点を当てた。そのため、第四章では、まず、植民地朝鮮に伝存していた出産風習としての胎教の有り様を明らかにした。そして、主に一九三〇年代の〈優生学運動家〉による胎教を取り巻く言説に注目し、「優生学」という生命を巡る権力に対して人種の質の向上という新しい目標を提示した近代学知と出産風習としての胎教が、言説層位では如何に絡み合っていたのかを探った。そして、その分析に基づいて植民地朝鮮の「生政治」の特徴を追究した。それによって、近代化の中で「優生学」という近代学知に基づく人口の増加及び改良、言い換えれば近代国家の企画に適合する「順応する身体」が作り上げられる過程が垣間見えた。メディア上で繰り広げられた胎教に関する優生学言説は、「妊娠した体」を管理すべき「症例」のように論じて、その管理を科学の言葉で客観的な知識のように提示し、胎教の実践を合理化したのである。そして、胎教を迷信として否定する側も、優生学やその価値観を否定したわけではなかった。むしろ、迷信である胎教を否定することを通して、より科学的に「妊娠した体」を統制できる意見を提示した。このように胎教否定論も、また肯定論も、「順応する身体」を構築する生権力のファクターであったのである。すなわち、胎教を否定するものをも含む胎教言説の役割は、母の精神を安定する必要があるという認識を社会に普及し、朝鮮人社会が「優生学」になじむようにすることであった。そうすることで、より良い「種」の誕生のため、「妊娠した体」の管理を正当化したのである。

続いて、第五章では、開化期から一九三〇年代まで、「新聞政府」と評価された『東亜日報』と『朝鮮日報』から、様々な立場から語られた胎教に関する記事を収集して、その語り手たちの意図や記事を構築している社会の運動と関連付けて解説した。特に「出産の場」を構築する軸である「母性」言説との関係を意識した上で、女性教育論・民族改造論・‘朝鮮学’振興運動の中で胎教言説が植民地朝鮮の「出産の場」をどう表象しているのかを考察した。その結果、開化期に女性教育の必要を唱えた論説では、賢母という役割を前提として胎教が唱えられ、その傾向は一九二〇年代の女性解放の動きの中でも継続していたことが確認できた。同じ時期、「母になること」が民族改良に資するものとして論じられたことも、胎教言説によって明らかになった。また、こうした民族改造論よりも非妥協的な民族主義者の文章でも、「種族繁栄策における実に世界に卓越した」方法として胎教は肯定され、正しい母になる方法として正当化されていた。このように、「妊娠した体」を統制する構造を築き上げた言説においては、医学や衛生学などの専門家のみが参加していたのではなかったこと、むしろ、一見したところ互いに競合しているように見える社会の様々な動きが、胎教に関する言説を通じて、「妊娠した体」に対する統制を肯定する言説を繰り広げていたことを確認した。

そして補論では、「生」とは表裏をなす「死」の場における「生政治」の一面を確認するため、日本本土においても衛生概念が浸透する初期にあたる明治期における墓地制度の制定過程を、エルンスト・チーゲルの『衛生汎論』や後藤新平の『衛生制度論』など、葬法と墓地を取り巻く言説を通じて検討した。その結果、次の四つを確認することができた。

第一にコレラの大流行により墓地衛生で土葬は限定され、火葬が浮上した。第二に、衛生専門家らは火葬が土葬より衛生的な葬法だと認め、土葬を余儀なくされる時には人家との距離、墓地の土質などの規定を設けるべきだと主張した。第三に、一方、衛生専門家らは、前近代まで死者を取り扱っていた宗教による風習や慣習が残っている状況について、これからは法律によって墓地を取り締まるべきだと主張した。第四に、これらの言説は、一八八四年に制定された墓地規則とその細目標準にも影響を及ぼし、墓地と人家の間の距離、墓穴の深さなど衛生管理という目標が確実な箇条が設置されたことが確認できた。同時に、この墓地規則は墓地の宗教的性格を剥奪し、警察の取り締まりの下に置くためのものであったことが分かった。そして、「生政治」の構築という観点から見れば、植民地のみならず「生政治」の一部を構成する衛生制度は、単に政策を作る側の意図によって施行できるものではなく、その社会で信じられてきた宗教や民俗と、新しく登場した衛生思想とのせめぎあいの中で、専門家や一般の人々と言説が絡み合っただけで構成されて行ったということを確認した。

本論文は主に植民地朝鮮の「出産の場」における風習が、「生政治」の中で、総督府の政策とせめぎ合いを起し、もしくは、近代学知と協力してその裾野を広げていく過程を読み解くものであった。その過程の解明できる手掛かりとして取り上げた記事は、筆者の性別が明確ではないものが多く、男性のものが多かっただろう。また、植民地朝鮮の「出産の場」を取り巻いて構築された「生政治」の根幹には家父長制の秩序があったことは、言うに及ばない。しかし、本論文の試みは、スピヴァクの論考のように、自己の問題や考えを自分らの言葉として発信できない、発信しにくい存在である女性たちが、どのような状況に置かれていたのかを明らかにし、また、できるだけ女性が直接に語った文章をかき集めて、歴史における女性の位置を確認し、歴史叙述を女性へ取り戻そうとしたものであった。

女性を軸として植民地朝鮮の歴史を読み直すということは、女性を「主語」にするということではない。むしろ、女性が担い、女性が経験する場において何が起こっていたのかを解明し、また、そこへ参加していた人々の文章という事例を重ねて、彼らについて叙述することであると考え。さらに、それはこれまで男性として表象される主体が領有してきた歴史、言い換えれば、男性のみが活動していたかのように「見える」歴史、を女性へ取り戻すことになる。本論文は、出産風習と総督府の衛生政策、また、朝鮮社会の権力関係の中で、「出産の場」で起こった出来事を叙述し、植民地朝鮮の女性が置かれていた〈現実〉を明らかにすることによって、植民地朝鮮の女性を歴史の中で実存していたものとして書き出し、彼女らへ歴史叙述を取り戻すことができたと考え。そして、そのように書き出した歴史は植民地朝鮮という時期と空間を、女性を軸として読み直すことを可能にする第一歩になったと考える。